

養育費相談

全ての市町村

養育費の取り決め、受取額の決定や変更、支払の延滞問題等についてのご相談に応じます。

※養育費は、離婚前・離婚時に取り決めをしていなくても、離婚後いつでも取り決めをすることができます。

事業内容

養育費相談

母子家庭等就業・自立支援センター（養育費相談）

弁護士による離婚前・離婚後の養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する法律相談を無料で実施しています。

毎月 第3土曜日 10:30~12:00（1人30分）

要予約（TEL：076-432-4210）

養育費や面会交流について、電話及びメールにて相談を受け付けております。

【電話相談】 03-3980-4108、

【メール相談】

info★youikuhi.or.jp

※★を@に変えて送信してください。

面会交流支援

取り決めがあっても、父母間のみでの面会交流が困難な場合に、実施までの連絡調整、当日のお子さんの受渡し、付き添い等の支援を行います。

対象となる方は、次のすべてを満たす方です

- ①富山県内在住のひとり親で、同居するお子さん（3歳～15歳未満）と別居親との面会交流を希望する方
- ②離婚時に父母間で面会交流の取り決めを行っており、かつ、本事業の支援を受けることに合意していること
- ③お子さんの連れ去り、暴力の恐れがないこと
- ④過去にこの支援を受けていないこと

詳しくは、母子家庭等就業・自立支援センターまでお問い合わせください。

TEL：076-432-4210

申請先・問い合わせ先

母子家庭等就業・自立支援センター（公益財団法人富山県母子寡婦福祉連合会内）

富山市安住町5-21 サンシップとやま 3 階

連絡先：076-432-4210

URL：<http://www.bokaren-toyama.jp/ziritsu.html>

養育費等相談支援センター

連絡先：03-3980-4108、0120-965-419

URL：<https://www.youikuhi-soudan.jp/>